

令和4年瑞穂町教育委員会第12回定例会 会議録

令和4年12月22日瑞穂町教育委員会第12回定例会が庁舎3階の会議室（3-2）に招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 滝澤 福一 君 ・ 2番 関谷 忠 君 ・ 3番 中野 裕司 君 ・ 4番 村上 豊子 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長 鳥海 俊身 君・教育部長 小峰 芳行 君・学校教育課長 大澤 達哉 君・教育指導課長 小林 洋之 君
・社会教育課長 佐久間 裕之 君・図書館長 町田 陽生 君
庶務係長（事務局） 栗原 崇行 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長業務報告

日程第3 報告事項1 瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金交付要綱の一部改正について

日程第4 報告事項2 瑞穂町自然保護等指針に係る令和3年度の実績調査結果について

開会 午前9時00分

鳥海教育長 ただいまの出席委員は、4名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年瑞穂町教育委員会第12回定例会を開会いたします。ただちに本会議を開きます。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により教育長において3番、中野委員を指名いたします。

鳥海教育長 日程第2、教育長業務報告を行います。教育長業務報告については、別紙、記載のとおりであります。今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

(「質問なし」の声)

鳥海教育長 ご質問もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

鳥海教育長 日程第3、報告事項1、瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金交付要綱の一部改正について、を議題とします。教育部長より説明を求めます。

教育部長 報告事項1については、別紙のとおり、瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金交付要綱の一部を改正したので報告するものです。補助金の対象となる学校行事等を見直すため、要綱の一部を改正しました。詳細につきましては、教育指導課長が説明します。

教育指導課長 瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金交付要綱の一部改正についての詳細をご説明申し上げます。

本要綱の一部改正については、令和4年12月5日付けで町長決裁を受け、令和4年12月6日付けで告示、令和5年4月1日から施行されます。

本要綱は瑞穂町立学校に在籍する児童又は生徒の保護者に対し、町が学校行事等に要する経費の全部又は一部を予算の範囲内において補助することにより、保護者負担の軽減を図るとともに学校教育の充実に資することを目的として、平成24年に制定されました。

2枚おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。改正箇所を説明いたします。

要綱第3条別表に規定されている行事について次のとおり改正します。

「臨海（林間）学校」を「東京英語村」に改正します。立川市にオープンする体験型英語学習施設「東京グローバルゲートウェイ」の利用を通して、英語教育の推進を図るためです。

「スキー教室」を「宿泊を伴う校外学習」に改正します。各中学校の状況に応じて、体験的な活動を工夫できるように、スキー教室以外の内容の宿泊行事を補助できるようにするためです。

附則として、この告示は令和5年4月1日から施行するものです。

以上、説明とさせていただきます。

鳥海教育長

以上で説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

（「質問なし」の声）

鳥海教育長

ご質問もないようですので、委員にはさようご了承願います。

鳥海教育長

日程第4、報告事項2、瑞穂町自然保護等指針に係る令和3年度の実績調査結果について、を議題とします。教育部長より説明を求めます。

教育部長

報告事項2については、瑞穂町自然保護等指針に係る令和3年度の実績調査結果について報告するものです。

詳細につきましては、図書館長が説明します。

図書館長

瑞穂町自然保護等指針に係る令和3年度の実績調査結果について、ご説明いたします。1枚おめくりください。

「1」の調査経緯ですが、町の在来の自然環境を保全するための対象及び事業を体系的に整理し、推進していくために、「瑞穂町自然保護等指針」を平成27年度に策定しました。各課における個々の施策の年度ごとの進捗管理を図書館文化財担当が取りまとめるもので、令和3年度に実施した施策の実績調査結果がまとまりましたので報告するものです。

「2」の調査方法ですが、全課に新たな対象物や既に報告があったものについての変更等を調査しました。

「3」の各課（館）の施策数ですが、担当する部署については、調査実施時点の新たな組織名称で記載しています。旧来の自然環境保護施策は計35施策です。都市計画課が所掌していた施策名称「オオタカ」と「トキホコリ」を図書館（耕心館）に所管替え、または統合しています。どちらも、栗原地区の土地区画整理事業計画地及びその周辺が施策の対象地でしたが、区画整理事業の進捗状況を考慮した変更です。「オオタカ」は野鳥を題材とした展示や講演会等を行い、専門的な知識・経験を有する人材との繋がりもある郷土資料館が、「トキホコリ」については、郷土資料館学芸員の助言のもと、庭園内で「トキホコリ」を保護している耕心館が所掌します。

次に、都市景観の創造ですが、計76施策です。新規に追加した施策では、建設課の施策名「みどりの募金による記念植樹」2施策で、狭山池にシダレザクラ1本と、ミツバツツジ1本を植樹しています。また、さやま花多来里の郷にミツバツツジ1本を植樹しています。

「4」の検証ですが、それぞれの状況を自然科学を専門とする郷土資料館の学芸員が検証し、検証結果をもとに、不良等の指摘事項がある場合は、担当部署に対応を要請し、助言を行います。

1枚おめくりください。「管理状況についての検証・助言」についてです。学芸員による検証・助言内容です。令和3年度に行った令和2年度の実績調査結果と比べて動きがあったものを説明します。いちばん下の欄、「御嶽神社の櫓」です。平成30年の台風24号で大枝が落下し、令和2年度に実施した樹木医の診断では倒木の危険性についての言及がありました。町の天然記念物に指定されていることもあり、所有者である

御嶽神社関係者から、倒木による災害防止の観点から、伐採までを含めた相談がされています。町と関係者は天然記念物保存を優先しつつも、今後の対応を検討する必要があります。検討に際し、町の文化財保護審議会への諮問を行い、答申を踏まえて、関係者とともに方向性を導き出せるよう、準備を進めていきます。

裏面の「神明神社の櫨」をご覧ください。こちらも町指定の天然記念物です。古木に台木を継ぐことで樹勢を維持しています。時間の経過とともに古木、台木ともに枝が伸び、周辺環境への影響が出ているというもので、神明神社の関係者と協議をする必要があるという助言内容であり、実際に対応について話し合いを行っていきます。

次のページ、「新規に追加された施策について」と「所管が変更・統合された施策について」は、先ほどの説明を細かく記載しているものですので、後ほどご覧ください。

おめくりください。ここからは施策の一覧表になります。令和3年度の実績ですが、部署名は新たな組織名称で記載し情報を管理させていただいています。説明は省略させていただきますので後ほどご覧ください。

4枚おめくりください。報告事項2参考資料として、「御嶽神社の櫨」の写真資料をご用意いたしました。

1枚おめくりください。左側が平成29年7月に撮影した写真です。右側が台風被害直後の写真です。樹形が大きく変わってしまったことが確認できます。おめくりください。現状の写真です。残った部分に葉は付いていますが、損傷部分の再生は確認されていません。

いずれにしましても、天然記念物保存と災害防止の観点から、町と神社関係者で今後の対応を検討していきます。

以上で報告事項2の説明を終わります。

鳥海教育長

以上で説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

(「質問なし」の声)

鳥海教育長

ご質問もないようですので、委員にはさようご了承願います。

鳥海教育長

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。
これにて令和4年瑞穂町教育委員会第12回定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

閉会 午前9時11分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員